

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
1	11	目次 資料 1－9 土砂災害警戒区域	目次 資料 1－9 地すべり防止区域	岡山県土木部からの修正意見  笠岡消防組合からの修正意見
	12	資料 1－10 宅地造成等規制法による指定区域	資料 1－10 宅地造成等規制法及び特定盛土等規制法による指定区域	
	14	資料 1－12 危険物大量保有事業所	(削除)	
	15	資料 1－13 高圧ガス大量保有事業所	(削除)	
3	下 16	<u>(追加)</u>	条例協定等 2－74 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	協定の追加

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																
5	11	資料 資料 1 - 9 土砂災害警戒区域	資料 資料 1 - 9 <b>地すべり防止区域</b>	岡山県土木部からの修正意見  笠岡消防組合からの修正意見																
	12	資料 1 - 10 宅地造成等規制法による指定区域	資料 1 - 10 宅地造成等規制法 <b>及び特定盛土等規制法</b> による指定区域																	
	14	資料 1 - 12 危険物大量保有事業所	(削除)																	
	15	資料 1 - 13 高圧ガス大量保有事業所	(削除)																	
7	表中	資料 1 - 2 気象関係の観測所	資料 1 - 2 気象関係の観測所	岡山県土木課からの修正意見																
		○ 関係水位観測所	○ 関係水位観測所																	
7	表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氾濫注意 水位</th> <th><u>氾濫危険</u> 水位</th> <th><u>避難判断</u> 水位</th> <th>問合せ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m</td> <td>2.5m</td> <td>2.9m</td> <td>備中県 民局</td> </tr> </tbody> </table>	氾濫注意 水位	<u>氾濫危険</u> 水位	<u>避難判断</u> 水位	問合せ先	2.5m	2.5m	2.9m	備中県 民局	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氾濫注意 水位</th> <th><b>避難判断</b> 水位</th> <th><b>氾濫危険</b> 水位</th> <th>問合せ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m</td> <td>2.5m</td> <td>2.9m</td> <td>備中県 民局</td> </tr> </tbody> </table>	氾濫注意 水位	<b>避難判断</b> 水位	<b>氾濫危険</b> 水位	問合せ先	2.5m	2.5m	2.9m	備中県 民局	岡山県農林水産部から
		氾濫注意 水位	<u>氾濫危険</u> 水位	<u>避難判断</u> 水位	問合せ先															
2.5m	2.5m	2.9m	備中県 民局																	
氾濫注意 水位	<b>避難判断</b> 水位	<b>氾濫危険</b> 水位	問合せ先																	
2.5m	2.5m	2.9m	備中県 民局																	
○ 関係潮位観測所 <u>金浦漁港海岸</u>	○ 関係潮位観測所 <b>金浦海岸</b>																			

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由					
				の修正意見					
29 ～30	表中	(4) その他排水路 (略)	(4) その他排水路 (略) <table border="1" data-bbox="1173 496 1946 555"> <tr> <td>NO. 40</td> <td>神島</td> <td>東村坪内</td> <td>東村坪内排水路</td> <td>10m</td> </tr> </table>	NO. 40	神島	東村坪内	東村坪内排水路	10m	建設事業課 からの修正 意見(追加)
NO. 40	神島	東村坪内	東村坪内排水路	10m					
47	1  6  13  16	資料1-9 土砂災害警戒区域  資料1-10 宅地造成等規制法による指定区域  資料1-12 危険物大量保有事業所  資料1-13 高圧ガス大量保有事業所	資料1-9 地すべり防止区域  資料1-10 宅地造成等規制法及び特定盛土等規制法による指定区域  (削除)  (削除)	岡山県土 木部から の修正意 見  笠岡消防 組合から の修正意 見					

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																																																																																																																																																								
51	表中	資料 1 - 16 消防力一覧表 ○笠岡地区消防組合（令和 6 年 10 月 31 日現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>消防本部(署)</th> <th>北出張所</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>71</td> <td>15</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table>		消防本部(署)	北出張所	計	職員数	71	15	86	資料 1 - 16 消防力一覧表 ○笠岡地区消防組合（令和 7 年 10 月 31 日現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>消防本部(署)</th> <th>北出張所</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>74</td> <td>15</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table>		消防本部(署)	北出張所	計	職員数	74	15	89	時点修正																																																																																																																																								
		消防本部(署)	北出張所	計																																																																																																																																																								
職員数	71	15	86																																																																																																																																																									
	消防本部(署)	北出張所	計																																																																																																																																																									
職員数	74	15	89																																																																																																																																																									
表中	○笠岡市消防団 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>部数</th> <th>団員数(実員)</th> <th>消防ポンプ車</th> <th>小型動力ポンプ積載車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td></td> <td>21</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>笠岡分団</td> <td>5</td> <td>79</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今井分団</td> <td>1</td> <td>57</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>金浦分団</td> <td>3</td> <td>62</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>城見分団</td> <td>3</td> <td>54</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>陶山分団</td> <td>1</td> <td>48</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大井分団</td> <td>3</td> <td>68</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>吉田分団</td> <td>2</td> <td>42</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>新山分団</td> <td>1</td> <td>33</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>北川分団</td> <td>1</td> <td>67</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神内分団</td> <td>3</td> <td>75</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大島分団</td> <td>4</td> <td>78</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>神外分団</td> <td>3</td> <td>54</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		部数	団員数(実員)	消防ポンプ車	小型動力ポンプ積載車	団本部		21			笠岡分団	5	79	5		今井分団	1	57	1	2	金浦分団	3	62	2	1	城見分団	3	54	2	1	陶山分団	1	48	1	1	大井分団	3	68	1	3	吉田分団	2	42	1	2	新山分団	1	33	1	1	北川分団	1	67	1	1	神内分団	3	75	1	2	大島分団	4	78	1	4	神外分団	3	54	1	1	○笠岡市消防団 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>部数</th> <th>団員数</th> <th>防災活動車</th> <th>消防ポンプ車</th> <th>小型動力ポンプ積載車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td>1</td> <td>19</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>笠岡分団</td> <td>5</td> <td>72</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今井分団</td> <td>1</td> <td>55</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>金浦分団</td> <td>3</td> <td>62</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>城見分団</td> <td>3</td> <td>53</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>陶山分団</td> <td>1</td> <td>45</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大井分団</td> <td>3</td> <td>69</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>吉田分団</td> <td>2</td> <td>41</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>新山分団</td> <td>1</td> <td>32</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>北川分団</td> <td>1</td> <td>66</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神内分団</td> <td>3</td> <td>74</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大島分団</td> <td>4</td> <td>76</td> <td></td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>神外分団</td> <td>3</td> <td>50</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		部数	団員数	防災活動車	消防ポンプ車	小型動力ポンプ積載車	団本部	1	19	2			笠岡分団	5	72		5		今井分団	1	55		1	2	金浦分団	3	62		2	1	城見分団	3	53		2	1	陶山分団	1	45		1	1	大井分団	3	69		1	3	吉田分団	2	41		1	2	新山分団	1	32		1	1	北川分団	1	66		1	1	神内分団	3	74		1	2	大島分団	4	76		1	4	神外分団	3	50		1	2
	部数	団員数(実員)	消防ポンプ車	小型動力ポンプ積載車																																																																																																																																																								
団本部		21																																																																																																																																																										
笠岡分団	5	79	5																																																																																																																																																									
今井分団	1	57	1	2																																																																																																																																																								
金浦分団	3	62	2	1																																																																																																																																																								
城見分団	3	54	2	1																																																																																																																																																								
陶山分団	1	48	1	1																																																																																																																																																								
大井分団	3	68	1	3																																																																																																																																																								
吉田分団	2	42	1	2																																																																																																																																																								
新山分団	1	33	1	1																																																																																																																																																								
北川分団	1	67	1	1																																																																																																																																																								
神内分団	3	75	1	2																																																																																																																																																								
大島分団	4	78	1	4																																																																																																																																																								
神外分団	3	54	1	1																																																																																																																																																								
	部数	団員数	防災活動車	消防ポンプ車	小型動力ポンプ積載車																																																																																																																																																							
団本部	1	19	2																																																																																																																																																									
笠岡分団	5	72		5																																																																																																																																																								
今井分団	1	55		1	2																																																																																																																																																							
金浦分団	3	62		2	1																																																																																																																																																							
城見分団	3	53		2	1																																																																																																																																																							
陶山分団	1	45		1	1																																																																																																																																																							
大井分団	3	69		1	3																																																																																																																																																							
吉田分団	2	41		1	2																																																																																																																																																							
新山分団	1	32		1	1																																																																																																																																																							
北川分団	1	66		1	1																																																																																																																																																							
神内分団	3	74		1	2																																																																																																																																																							
大島分団	4	76		1	4																																																																																																																																																							
神外分団	3	50		1	2																																																																																																																																																							

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前					修正後					理由		
51	表中	白石島分団	1	47		2	白石島分団	1	47		2			
		北木島分団	3	55	1	3	北木島分団	3	53		1		3	
		真鍋島分団	3	40		3	真鍋島分団	3	39				3	
		計	37	880	19	27	計	38	853	2	19		28	
52	表中	資料 1 - 17 消防現有水利状況調 (令和 6 年 10 月 31 日現在)					資料 1 - 17 消防現有水利状況調 (令和 7 年 10 月 31 日現在)					時点修正		
		区分	消火栓	貯水そう(公設)		貯水池 40 m <sup>3</sup> 以上	プール	区分	消火栓	貯水そう(公設)			貯水そう (私設) 40 m <sup>3</sup> 以上	プール
				40 m <sup>3</sup> 以上	20 m <sup>3</sup> 以上					40 m <sup>3</sup> 以上	20 m <sup>3</sup> 以上			
		笠岡	284	12	6	2	4	笠岡	284	12	5		2	4
		今井	61	1	4	2	1	今井	61	1	4		2	1
		金浦	95	7	1		1	金浦	95	7	1			0
		城見	101	4	2	3	1	城見	101	4	2		3	1
		陶山	48	2	2	1	1	陶山	48	2	2		1	1
		大井	105	5	3		2	大井	105	5	2			2
		吉田	67	4	3		1	吉田	67	4	3			1
		新山	51	5		2	1	新山	51	5			3	1
		北川	71	1		1	1	北川	71	1			1	1
神島内	117	5	1		2	神島内	118	5	1		2			

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前						修正後						理由
52	表中	大島	97	5	4		4	大島	97	5	4		4	時点修正
		神島外	41	2			1	神島外	41	2			1	
		白石島	22	2	2		1	白石島	22	2	2		1	
		北木島	56	5	3		2	北木島	56	5	3		2	
		真鍋島	18	2				真鍋島	18	2				
		計	<u>1,234</u>	62	<u>31</u>	<u>11</u>	<u>23</u>	計	1,235	62	29	12	22	
54 ~59	表中	資料1-19 避難所及び指定避難所一覧表				資料1-19 避難所及び指定避難所一覧表				対応種別 分割				
		施設 番号	名称	TEL (FAX)	災害対応 種別※	施設 番号	名称	TEL (FAX)	災害対応 種別※					
					津波 高潮				津波		高潮			
		1	市立笠岡小学校	62-5271 (62-3686)	○	1	市立笠岡小学校	62-5271 (62-3686)	○		○			
		2	市立笠岡西中学校	63-3586 (63-4987)	○	2	市立笠岡西中学校	63-3586 (63-4987)	○		○			
		3	笠岡市中央公民館	69-2156	○	3	笠岡市中央公民館	69-2156	○		○			
		4	市立中央小学校	62-3960 (62-3996)	×	4	市立中央小学校	62-3960 (62-3996)	×		○			
5	市立笠岡東中学校	67-0531 (67-6218)	×	5	市立笠岡東中学校	67-0531 (67-6218)	×	○						
6	笠岡東公民館	67-4016 (67-4016)	×	6	笠岡東公民館	67-4016 (67-4016)	×	○						

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後					理由
54 ～59	表中	7	市民会館	63-5511 (63-5534)	×	7	市民会館	63-5511 (63-5534)	×	○	対応種別 分割
		8	市民体育センター	(兼 FAX) (63-1031)	×	8	市民体育センター	(兼 FAX) (63-1031)	×	○	
		9	富岡会館		○	9	富岡会館		○	○	
		10	旧市立今井小学校	<u>62-2217</u> <u>(62-4095)</u>	○	10	旧市立今井小学校		○	○	
		11	今井公民館	(兼 FAX) 62-4368	○	11	今井公民館	(兼 FAX) 62-4368	○	○	
		12	市立金浦小学校	66-0730 (66-1945)	○	12	市立金浦小学校	66-0730 (66-1945)	○	○	
		13	市立金浦中学校	66-0831 (66-4219)	○	13	市立金浦中学校	66-0831 (66-4219)	○	○	
		14	金浦公民館	66-3433 (66-3433)	○	14	金浦公民館	66-3433 (66-3433)	○	×	
		15	ようすな会館		×	15	ようすな会館		×	×	
		16	笠岡総合体育館	69-6622	×	16	笠岡総合体育館	69-6622	×	○	
		17	市立城見小学校	66-1679 (66-4729)	○	17	市立城見小学校	66-1679 (66-4729)	○	○	
		18	茂平会館		×	18	茂平会館		×	○	
		19	城見公民館	66-1807 (66-1807)	○	19	城見公民館	66-1807 (66-1807)	○	○	
		20	市立陶山小学校	66-0138 (66-4059)	○	20	市立陶山小学校	66-0138 (66-4059)	○	○	
		21	陶山公民館	66-1149 (66-1149)	○	21	陶山公民館	66-1149 (66-1149)	○	○	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由	
54 ～59	表中	22	市立大井小学校	62-2746 (62-4096)	○	22	市立大井小学校	62-2746 (62-4096)	○	○	対応種別 分割
		23	大井公民館	63-0663 (63-0663)	○	23	大井公民館	63-0663 (63-0663)	○	○	
		24	市立吉田小学校	65-1015 (65-2934)	○	24	市立吉田小学校	65-1015 (65-2934)	○	○	
		25	市立尾坂幼稚園	65-1016 (65-2920)	○	25	市立尾坂幼稚園	65-1016 (65-2920)	○	○	
		26	吉田文化会館	65-1069 (65-1933)	○	26	吉田文化会館	65-1069 (65-1933)	○	○	
		27	吉田公民館	(兼 FAX) 65-1938	○	27	吉田公民館	(兼 FAX) 65-1938	○	○	
		28	市立新山小学校	65-1011 (65-2917)	○	28	市立新山小学校	65-1011 (65-2917)	○	○	
		29	市立新吉中学校	65-1009 (65-1884)	○	29	市立新吉中学校	65-1009 (65-1884)	○	○	
		30	新山公民館	65-0220 (65-0220)	○	30	新山公民館	65-0220 (65-0220)	○	○	
		31	市立北川小学校	65-0109 (65-2973)	○	31	市立北川小学校	65-0109 (65-2973)	○	○	
		32	組合立小北中学校	65-0710 (65-2974)	○	32	組合立小北中学校	65-0710 (65-2974)	○	○	
		33	北川公民館	65-2126 (65-3557)	○	33	北川公民館	65-2126 (65-3557)	○	○	
		34	市立大島小学校	67-0808 (67-6276)	×	34	市立大島小学校	67-0808 (67-6276)	×	○	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由	
54 ～59	表中	35	旧大島東小学校	<u>67-1011</u> <u>(67-6274)</u>	○	35	旧大島東小学校		○	○	対応種別 分割
		36	市立大島中学校	67-0403 (67-6217)	○	36	市立大島中学校	67-0403 (67-6217)	○	○	
		37	大島公民館	67-0176 (67-0176)	○	37	大島公民館	67-0176 (67-0176)	○	○	
		38	市立神内小学校	67-2061 (67-4569)	○	38	市立神内小学校	67-2061 (67-4569)	○	○	
		39	市立横江幼稚園	67-0252 (67-2793)	×	39	旧市立横江幼稚園	67-0252 (67-2793)	×	○	
		40	神島公民館	67-4124 (67-5885)	×	40	神島公民館	67-4124 (67-5885)	×	×	
		41	美の浜会館	67-5008	○	41	美の浜会館	67-5008	○	○	
		42	市立神島外小学校	67-2024 (67-6214)	○	42	市立神島外小学校	67-2024 (67-6214)	○	○	
		43	市立神島外中学校	67-2035 (67-6216)	○	43	市立神島外中学校	67-2035 (67-6216)	○	○	
		44	神島外公民館	67-4653 (67-4653)	○	44	神島外公民館	67-4653 (67-4653)	○	○	
		45	高島公民館	(兼 FAX) 67-3136	○	45	高島公民館	(兼 FAX) 67-3136	○	○	
		46	市立白石小学校	<u>68-3009</u> <u>(68-4445)</u>	○	46	市立白石小学校		○	○	
		47	市立白石中学校	<u>68-3042</u> <u>(68-4389)</u>	○	47	市立白石中学校		○	○	

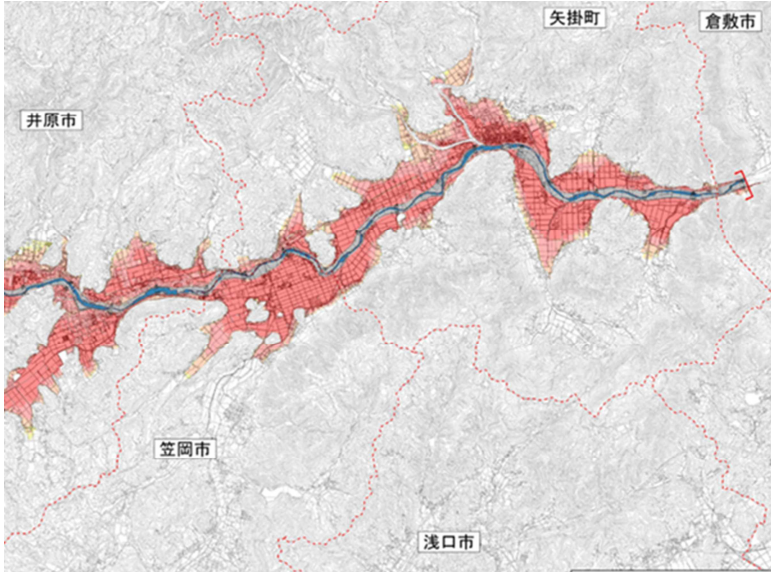
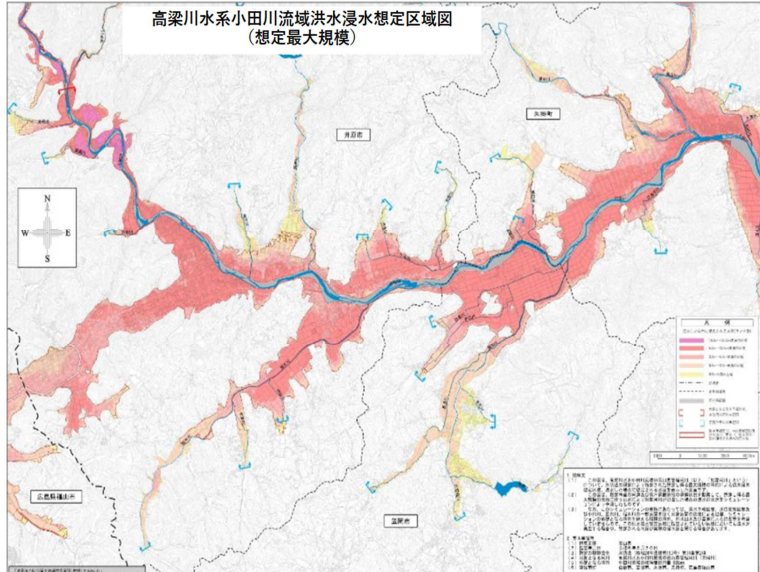
笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前			修正後					理由	
54 ～59	表中	48	笠岡市 B&G 海洋 センター	(兼 FAX) (67-3136)	×	48	笠岡市 B&G 海洋 センター	(兼 FAX) 67-3136	×	×	対応種別 分割
		49	白石公民館	68-4519 (68-3119)	×	49	白石公民館	68-4519 (68-3119)	×	×	
		50	市立北木小学校	68-2042 (68-4682)	×	50	市立北木小学校	68-2042 (68-4682)	×	○	
		51	北木西公民館	68-2898 (68-2898)	○	51	北木西公民館	68-2898 (68-2898)	○	○	
		52	豊浦ふれあい会館		×	52	豊浦ふれあい会館		×	○	
		53	笠岡諸島開発総合 センター	68-4679 (68-3150)	○	53	笠岡諸島開発総合 センター	68-4679 (68-3150)	○	○	
		54	市立真鍋小学校	<u>68-3608</u> <u>(68-3645)</u>	○	54	市立真鍋小学校		○	○	
		55	市立真鍋中学校	<u>68-3609</u> <u>(68-2903)</u>	○	55	市立真鍋中学校		○	○	
		56	本浦公会堂		○	56	本浦公会堂		○	×	
		57	岩坪会館		×	57	岩坪会館		×	○	
		58	真鍋島ふるさとふ れあいセンター	68-2852	×	58	真鍋島ふるさとふ れあいセンター	68-2852	×	×	
		59	旧市立飛島小学校	<u>68-2538</u>	○	59	旧市立飛島小学校		○	○	
		60	飛島公民館	68-2538 (68-2414)	○	60	飛島公民館	68-2538 (68-2414)	○	○	
		61	市立六島小学校	68-4729 (68-4736)	○	61	市立六島小学校	68-4729 (68-4736)	○	○	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由	
54 ～59	表中	62	六島公民館	(兼 FAX) 67-3136	○	62	六島公民館	(兼 FAX) 67-3136	○	○	対応種別 分割
		63	六島北浦文化会館		×	63	六島北浦文化会館		×	×	
		64	県立笠岡高等学校	62-5128 (62-5541)	○	64	県立笠岡高等学校	62-5128 (62-5541)	○	○	
		65	県立笠岡商業高等学校	62-5245 (62-5247)	○	65	県立笠岡商業高等学校	62-5245 (62-5247)	○	○	
		66	県立笠岡工業高等学校	67-0311 (67-0700)	×	66	県立笠岡工業高等学校	67-0311 (67-0700)	×	○	
		67	岡山龍谷高等学校	63-2525 (69-2317)	○	67	岡山龍谷高等学校	63-2525 (69-2317)	○	○	
60	表中	福祉避難所一覧表				福祉避難所一覧表 定員の行を削除				福祉総務課からの修正意見	
67	表中	資料 1 - 32 関係機関電話番号一覧表				資料 1 - 32 関係機関電話番号一覧表				長寿支援課からの修正意見  中国電力ネットワーク岡山ネットワークセンターからの修正意見	
		笠岡市役所		<u>老人福祉センター</u>		笠岡市役所		いきいき交流センター			
		中国電力ネットワーク 倉敷ネットワークセンター		090-3742-9539 0120-412-788		中国電力ネットワーク 倉敷ネットワークセンター		090-3742-9539 (削除) 0120-412-788			

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由														
90	図	<p>資料 1 - 39 高梁川水系小田川等浸水想定区域図</p> 	<p>資料 1 - 39 高梁川水系小田川等浸水想定区域図</p> 	岡山県土木部からの修正意見														
92	14	<p>資料 1 - 4 0</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>資料 1 - 4 0</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>地区名</th> <th>区域名</th> <th>発生原因となる自然現象の種類</th> <th>特別警戒区域</th> <th>公示日</th> <th>基礎調査番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>52</td> <td>大宜</td> <td>205K 大宜 003</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> <td>R7.3.18</td> <td>塩浜</td> </tr> </tbody> </table>	番号	地区名	区域名	発生原因となる自然現象の種類	特別警戒区域	公示日	基礎調査番号	52	大宜	205K 大宜 003	急傾斜地の崩壊	○	R7.3.18	塩浜	岡山県土木部からの修正意見
番号	地区名	区域名	発生原因となる自然現象の種類	特別警戒区域	公示日	基礎調査番号												
52	大宜	205K 大宜 003	急傾斜地の崩壊	○	R7.3.18	塩浜												
92～102	表中	<u>52～461</u> (略)	<u>53～462</u> (略)	項目追加による通し番号の修正														

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																									
104	表中	<p>資料 1 - 4 1 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の 要配慮者利用施設一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>洪水浸水 想定区域</th> <th>土砂災害 警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43</td> <td>重度障害支援セ ンターすまいる キッズ</td> <td>笠岡市大河 <u>793</u></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u></p>	No.	施設名	住所	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	43	重度障害支援セ ンターすまいる キッズ	笠岡市大河 <u>793</u>		○	<p>資料 1 - 4 1 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の 要配慮者利用施設一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>洪水浸水 想定区域</th> <th>土砂災害 警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43</td> <td>重度障害支援セ ンターすまいる キッズ</td> <td>笠岡市大河 <b>796</b></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><b>44</b></td> <td><b>創心会リハビリ 倶楽部</b></td> <td>笠岡市生江浜 <b>1135</b></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	住所	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	43	重度障害支援セ ンターすまいる キッズ	笠岡市大河 <b>796</b>		○	<b>44</b>	<b>創心会リハビリ 倶楽部</b>	笠岡市生江浜 <b>1135</b>		○	<p>施設転に ともなう 住所の修 正</p> <p>施設の追 加</p>
No.	施設名	住所	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域																									
43	重度障害支援セ ンターすまいる キッズ	笠岡市大河 <u>793</u>		○																									
No.	施設名	住所	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域																									
43	重度障害支援セ ンターすまいる キッズ	笠岡市大河 <b>796</b>		○																									
<b>44</b>	<b>創心会リハビリ 倶楽部</b>	笠岡市生江浜 <b>1135</b>		○																									
108	表中	<p>資料 1 - 4 5 緊急避難路一覧表 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>資料 1 - 4 5 緊急避難路一覧表 (略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>市道有田 67 号イノ山道ノ上線</td> </tr> <tr> <td>市道用之江 93 号神ヶ市空ノ上線</td> </tr> </tbody> </table>	市道有田 67 号イノ山道ノ上線	市道用之江 93 号神ヶ市空ノ上線	<p>建設事業課 からの修正 意見(追加)</p>																							
市道有田 67 号イノ山道ノ上線																													
市道用之江 93 号神ヶ市空ノ上線																													

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																
117	表の下に追加	(追加)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     条例協定等 2-74 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書                 </div>	協定の追加																
121	表中	笠岡市防災会議委員  <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>笠岡市教育委員会教育長</td> <td style="text-align: center;"><u>69-2150</u></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>中国電力ネットワーク（株） 倉敷ネットワークセンター所長</td> <td style="text-align: center;"><u>086-463-8925</u> 0120-412-788</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td><u>西日本電信電話</u>（株） 岡山支店長</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>笠岡市民生委員・児童委員協議会</td> <td style="text-align: center;"><u>69-2318</u></td> </tr> </table>	笠岡市教育委員会教育長	<u>69-2150</u>	中国電力ネットワーク（株） 倉敷ネットワークセンター所長	<u>086-463-8925</u> 0120-412-788	<u>西日本電信電話</u> （株） 岡山支店長	（略）	笠岡市民生委員・児童委員協議会	<u>69-2318</u>	笠岡市防災会議委員  <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>笠岡市教育委員会教育長</td> <td style="text-align: center;"><del>69-2151</del></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>中国電力ネットワーク（株） 倉敷ネットワークセンター所長</td> <td style="text-align: center;"><del>086-463-8925</del>（削除） 0120-412-788</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td><del>NTT</del>西日本（株） 岡山支店長</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>笠岡市民生委員・児童委員協議会</td> <td style="text-align: center;"><del>69-1033</del></td> </tr> </table>	笠岡市教育委員会教育長	<del>69-2151</del>	中国電力ネットワーク（株） 倉敷ネットワークセンター所長	<del>086-463-8925</del> （削除） 0120-412-788	<del>NTT</del> 西日本（株） 岡山支店長	（略）	笠岡市民生委員・児童委員協議会	<del>69-1033</del>	中国電力ネットワーク岡山ネットワークセンターからの修正意見  社名変更による修正
笠岡市教育委員会教育長	<u>69-2150</u>																			
中国電力ネットワーク（株） 倉敷ネットワークセンター所長	<u>086-463-8925</u> 0120-412-788																			
<u>西日本電信電話</u> （株） 岡山支店長	（略）																			
笠岡市民生委員・児童委員協議会	<u>69-2318</u>																			
笠岡市教育委員会教育長	<del>69-2151</del>																			
中国電力ネットワーク（株） 倉敷ネットワークセンター所長	<del>086-463-8925</del> （削除） 0120-412-788																			
<del>NTT</del> 西日本（株） 岡山支店長	（略）																			
笠岡市民生委員・児童委員協議会	<del>69-1033</del>																			
123	下 8	第 5 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） は、副市長及び消防団長をもって充てる。	第 5 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） は、副市長・ <b>教育長</b> ・消防団長をもって充てる。	危機管理課からの修正意見																

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
128	表中	<p>別表第1（第4条関係） 笠岡市災害対策本部組織表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 危機管理部 (部長, <u>危機管理部長</u>) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 政策部（企画政策班, 秘書班, <u>定住促進班</u>, <u>協働のまちづくり班</u>, デジタル推進班） (部長, <u>政策部長</u>)</li> <li>— 総務部（総務班, 人事班, 財政班, 税務班, <u>収納対策班</u>, 出張所班） (部長, <u>総務部長</u>)</li> <li>— 市民生活部（市民班, 人権推進班, 環境班） (部長, <u>市民生活部長</u>)</li> <li>— <u>健康福祉部</u>（<u>地域包括ケア推進班</u>, <u>健康福祉部班</u>, 地域福祉班, 生活福祉班, 長寿支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>別表第1（第4条関係） 笠岡市災害対策本部組織表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 危機管理部 (部長 : 危機管理<u>監</u>) <ul style="list-style-type: none"> <li>— 政策部（企画政策班, 秘書班, まちづくり班, デジタル推進班） (部長 : 政策部長)</li> <li>— 総務部（総務班, 人事班, 財政班, 税務班, 出張所班） (部長 : 総務部長)</li> <li>— 市民生活部（市民班, 人権推進班, 環境班） (部長 : 市民生活部長)</li> <li>— <u>こども・健康福祉部</u>（<u>福祉総務班</u>, 地域福祉班, 長寿支援班, 健康推進班, 恵風荘班,</li> </ul> </li> </ul>	<p>組織変更による修正</p>

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
128	表中	<p>班, 健康推進班, 恵風荘班)            (部長, <u>健康福祉部長</u>)</p> <p>— <u>こども部 (子育て支援班, こども育成班)</u>            (部長, <u>こども部長</u>)</p> <p>本部長 (市長) — 副本部長 (副市長) — 建設部 (建設管理班, 建設事業班, 都市計画班)            (部長, <u>建設部長</u>)</p> <p>— 産業部 (農政水産班, 商工観光班, ふるさと寄附班)            (部長, <u>産業部長</u>)</p> <p>— <u>上下水道部 (水道班, 下水道班)</u>            (部長, <u>上下水道部長</u>)</p> <p>— 会計管理部 (会計班)            (部長, <u>会計管理者</u>)</p> <p>— 市民病院部 (診療班, 薬剤班, 看護班, 事務班, 病院建設推進班)</p>	<p>子育て支援班, こども育成班)            (部長: <u>こども・健康福祉部長</u>)</p> <p>本部長 (市長) — 副本部長 (副市長) — 建設部 (建設管理班, 建設事業班, 都市計画班)            (部長: <u>建設部長</u>)</p> <p>— <u>上下水道班</u>            (部長: <u>建設部長</u>)</p> <p>— 産業部 (農政水産班, 商工観光班, ふるさと寄附班)            (部長: <u>産業部長</u>)</p> <p>— 会計管理部 (会計班)            (部長: <u>会計管理者</u>)</p> <p>— 市民病院部 (診療班, 薬剤班, 看護班, 事務班, 病院建設推進班)</p>	<p>組織変更による修正</p>

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																
128	表中	<p>(部長, <u>病院事業管理者</u>)</p> <p>— 教育部 (教育総務班, 学校教育班, 生涯学習班, スポーツ推進班, 学校給食センター班)</p> <p>(部長, <u>教育長</u>)</p> <p>— 協力部 (協力班)</p> <p>(部長, <u>議会事務局長</u>)</p> <p>(消防団長) — 消防団</p> <p>(副団長, 分団長)</p> <p>— 現地対策本部</p> <p>消防組合 — 消防長 — 消防署 管理者 (市長)</p>	<p>(部長 : 病院事業管理者)</p> <p>— 教育部 (教育総務班, 学校教育班, 生涯学習班, スポーツ推進班, 学校給食センター班)</p> <p>(部長 : <b>教育部長</b>)</p> <p>— 協力部 (協力班)</p> <p>(部長 : 議会事務局長)</p> <p>(消防団長) — 消防団</p> <p>(副団長, 分団長)</p> <p>— 現地対策本部</p> <p>消防組合 — 消防長 — 消防署 管理者 (市長)</p>	組織変更による修正																
130	表中	<p>別表第2 (第6条関係)</p> <p>班の編成及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="371 1193 1124 1345"> <thead> <tr> <th>部及び部長 副部長</th> <th>班及び 班長 副班長</th> <th>部員</th> <th>所管事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td> <td>—</td> <td>危機管</td> <td>(1) 本部会議に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	危機管理部	—	危機管	(1) 本部会議に関するこ	<p>別表第2 (第6条関係)</p> <p>班の編成及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1173 1193 1926 1345"> <thead> <tr> <th>部及び部長 副部長</th> <th>班及び 班長 副班長</th> <th>部員</th> <th>所管事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td> <td>—</td> <td>危機管</td> <td>(1) 本部会議に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	危機管理部	—	危機管	(1) 本部会議に関するこ	組織変更による修正
部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項																	
危機管理部	—	危機管	(1) 本部会議に関するこ																	
部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項																	
危機管理部	—	危機管	(1) 本部会議に関するこ																	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由
130	表中	部長 危機管理 <u>部長</u>		理課員	と。 (2) 本部長の指令に関する こと。 (3) 県災害対策本部及び その他関係機関との連 絡調整に関すること。 (4) 自衛隊の派遣要請及 び自衛隊その他の応援 団体の受入れ並びに配 置計画に関すること。 (5) 避難の計画, 勧告及び 指示に関すること	部長 危機管理 <u>監</u>		理課員	と。 (2) 本部長の指令に関する こと。 (3) 県災害対策本部及び その他関係機関との連 絡調整に関すること。 (4) 自衛隊の派遣要請及 び自衛隊その他の応援 団体の受入れ並びに配 置計画に関すること。 (5) 避難の計画, 勧告及び 指示に関すること	組織変更 による修 正
		政策部 部長 政策部長	企画政 策班 班長 企画政 策課長	企画政 策課員	(1) 災害に係る市民への 広報活動に関すること。 (2) 災害に係る市民相談 窓口の設置に関するこ と。 (3) 災害写真の撮影その 他災害に関する広報資 料の収集に関すること。 (4) 報道機関との連絡対 応に関すること。 (5) 行政協力委員等との 連絡調整及び協力要請 に関すること。 (6) 所管施設の防災及び 被害調査に関すること。 (7) 部所管施設の防災及 び被害調査の総括に関 すること。	政策部 部長 政策部長	企画政 策班 班長 企画政 策課長	企画政 策課員	(1) 災害に係る市民への 広報活動に関すること。 (2) 災害に係る市民相談 窓口の設置に関するこ と。 (3) 災害写真の撮影その 他災害に関する広報資 料の収集に関すること。 (4) 報道機関との連絡対 応に関すること。 (5) 行政協力委員等との 連絡調整及び協力要請 に関すること。 (6) 所管施設の防災及び 被害調査に関すること。 (7) 部所管施設の防災及 び被害調査の総括に関 すること。	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前			修正後			理由
130～ 131	表中			(8) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。 (9) 他班の応援協力に関すること。			(8) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。 (9) 他班の応援協力に関すること。	組織変更による修正
		秘書班 班長 秘書課 課長	秘書課 員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 災害視察者、見舞者の対応に関すること。 (3) 他班の応援協力に関すること。	秘書班 班長 秘書課 課長	秘書課 員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 災害視察者、見舞者の対応に関すること。 (3) 他班の応援協力に関すること。	
		<u>定住促進班</u> 班長 <u>定住促進センター</u> 所長	<u>定住促進センター</u> 員 (出張書院を除く)	<u>(1) 他班の応援協力に関すること。</u>	(削除)	(削除)	(削除)	
		<u>協働のまちづくり</u> 班長 <u>協働のまちづくり</u> 課長	<u>協働のまちづくり</u> 課員 (出張所員を除く)	(1) 災害ボランティアに関すること。 (2) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (3) 他班の応援協力に関すること。	<u>まちづくり</u> 班長 <u>まちづくり</u> 課長	<u>まちづくり</u> 課員 (出張所員を除く)	(1) 災害ボランティアに関すること。 (2) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (3) 他班の応援協力に関すること。	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由
131	表中		デジタル推進班 班長 デジタル推進課長	デジタル推進課員	(1) 電算機器の点検及び復旧に関すること。 (2) 他班の応援協力に関すること。		デジタル推進班 班長 デジタル推進課長	デジタル推進課員	(1) 電算機器の点検及び復旧に関すること。 (2) 他班の応援協力に関すること。	
131～132	表中	部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項	部及び部長 副部長	班及び班長 副班長	部員	所管事項	組織変更による修正
		総務部 部長 総務部長	総務班 班長 総務課長	総務課員	(1)～(4) (略)  (5) 危機管理部の応援強 力に関すること。	総務部 部長 総務部長	総務班 班長 総務課長	総務課員	(1)～(4) (略) (5) <b>通信手段の確保に 関すること。</b> (6) 危機管理部の応援強 力に関すること。	
			人事班 班長 人事課長	人事課員	(1)～(4) (略)		人事班 班長 人事課長	人事課員	(1)～(4) (略)	
			財政班 班長 財政課長	財政課員	(1) <u>行政財産の緊急使用 に関すること。</u> (2) <u>諸車船(作業用自動車 は除く。)の非常配置に 関すること。</u>		財政班 班長 財政課長	財政課員	(1) <b>災害対策関係予算に 関すること。</b> (2) 他班の応援強力に 関すること。	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前			修正後			理由
132	表中			<p>(3) <u>通信手段の確保に関する</u>こと。</p> <p>(4) <u>緊急輸送の確保に関する</u>こと。</p> <p>(5) <u>市有財産の被害状況の取りまとめに関する</u>こと。</p> <p>(6) <u>災害対策関係予算に関する</u>こと。</p> <p>(7) <u>所管施設の防災及び被害調査に関する</u>こと。</p> <p>(8) <u>部所管施設の防災及び被害調査に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>他班の応援強力に関する</u>こと。</p>				組織変更による修正
		税務班 班長 税務課 長	税務課 員	<p>(1) 被災調査に関すること。</p> <p>(2) 災害に伴う市税, 介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減額又は免除措置に関すること。</p> <p>(3) <u>他班の応援協力に関する</u>こと。</p>	税務班 班長 税務課 長	税務課 員	<p>(1) 被災調査に関すること。</p> <p>(2) 災害に伴う市税, 介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減額又は免除措置に関すること。</p> <p>(3) <u>本部活動資材の調達, 保管及び払出しに関する</u>こと。</p> <p>(4) <u>部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する</u>こと。</p> <p>(5) <u>他班の応援協力に関する</u>こと。</p>	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前			修正後			理由	
132	表中	<p><u>収納対策班</u> <u>班長</u> <u>収納対策課長</u></p>	<p><u>収納対策課員</u></p>	<p>(1) <u>被災調査に関すること。</u> (2) <u>災害に伴う市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収猶予に関すること。</u> (3) <u>本部活動資材の調達、保管及び払出しに関すること。</u> (4) <u>部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。</u> (5) <u>他班の応援協力に関すること。</u></p>		(削除)	(削除)	(削除)	組織変更による修正
						<p>公有財産管理班 班長 公有財産管理課長</p>	<p>公有財産管理課員</p>	<p>(1) 行政財産の緊急使用に関すること。 (2) 諸車船（作業用自動車は除く。）の非常配置に関すること。 (3) 緊急輸送の確保に関すること。 (4) 市有財産の被害状況の取りまとめに関すること。 (5) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (6) 部所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (7) 他班の応援強力に関すること。</p>	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由
132	表中		出張所 班 班長 各出張 所主査	出張所 員及び 第7条 第1項 ただし 畫の規 定に基 づき指 定され た職員	(1)～(3) (略)		出張所 班 班長 各出張 所主査	出張所 員及び 第7条 第1項 ただし 所の規 定に基 づき指 定され た職員	(1)～(3) (略)	誤字の修正
133	表中	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	
		市民生活部 部長 市民生活 部長	市民班 班長 市民課 長	市民課 員	(1)～(9) (略)	市民生活部 部長 市民生活 部長	市民班 班長 市民課 長	市民課 員	(1)～(9) (略)	
			人権推 進班 班長 人権推 進課長	人権推 進課員 及び吉 田文化 会館員	(1)～(2) (略)		人権推 進班 班長 人権推 進課長	人権推 進課員 及び吉 田文化 会館員	(1)～(2) (略)	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由
			環境班 班長 環境課 長	環境課 員	(1)～(7) (略)		環境班 班長 環境課 長	環境課 員	(1)～(7) (略)	
134	表中	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	組織変更 による修 正
		健康福祉部 部長 健康福祉 部長	地域包 括ケア 推進班 班長 地域包 括ケア 推進室 長	市民包 括ケア 推進室 員	(1) (略)	こども・健 康福祉部 部長 こども・ 健康福祉部 長	福祉総 務班 班長 福祉総 務課長	福祉総 務課員	(1) 避難行動要支援者及 び要配慮者の避難支援 に関する事 (2) 災害救助法の適用関 係事務に関する事 (3) 被災者の把握及び生 活支援に関する事 (4) り災証明に関するこ と。 (5) 援護物資, 義援金の募	
			地域福 祉班 班長 地域福 祉課長	地域福 祉課員	(1) <u>災害時要援護者避難 支援に関する事</u> (2) <u>災害救助法の適用関 係事務に関する事</u> (3) <u>被災者の把握及び生 活支援に関する事</u> (4) <u>り災証明に関するこ と</u> (5) <u>援護物資, 義援金の募</u>				(6) 災害弔慰金及び見舞 金品の支給等に関する 事 (7) 災害援護資金等の貸 付に関する事 (8) 赤十字奉仕団, 民生委 員児童委員等社会福祉 事業団体との連絡及び 協力要請に関する事。	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由								
134	表中	<p><u>集及び配分に関する</u>こと。</p> <p>(6) <u>災害弔慰金及び見舞金品の支給等に関する</u>こと。</p> <p>(7) <u>災害援護資金等の貸付に関する</u>こと。</p> <p>(8) <u>赤十字奉仕団, 民生委員児童委員等社会福祉事業団体との連絡及び協力要請に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>福祉避難所に関する</u>こと。</p> <p>(10) <u>福祉避難所の施設の防災及び被害調査に関する</u>こと。</p> <p>(11) <u>所管施設の防災及び被害調査に関する</u>こと。</p> <p>(12) <u>部所管施設の防災及び被害調査の総括に関する</u>こと。</p> <p>(13) <u>部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する</u>こと。</p> <p>(14) <u>他班の応援協力に関する</u>こと。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1171 225 1341 639"></td> <td data-bbox="1341 225 1464 639"></td> <td data-bbox="1464 225 1588 639"></td> <td data-bbox="1588 225 1928 639"> <p>(9) <u>福祉避難所に関する</u>こと。</p> <p>(10) <u>部所管施設の防災及び被害調査の総括に関する</u>こと。</p> <p>(11) <u>部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する</u>こと。</p> <p>(12) <u>他班の応援協力に関する</u>こと。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 639 1341 1359"></td> <td data-bbox="1341 639 1464 1359">地域福祉班 班長 地域福祉課長</td> <td data-bbox="1464 639 1588 1359">地域福祉課員</td> <td data-bbox="1588 639 1928 1359"> <p>(1) <u>福祉避難所の施設の防災及び被害調査に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>所管施設の防災及び被害調査に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>他班の応援協力に関する</u>こと。</p> </td> </tr> </table>				<p>(9) <u>福祉避難所に関する</u>こと。</p> <p>(10) <u>部所管施設の防災及び被害調査の総括に関する</u>こと。</p> <p>(11) <u>部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する</u>こと。</p> <p>(12) <u>他班の応援協力に関する</u>こと。</p>		地域福祉班 班長 地域福祉課長	地域福祉課員	<p>(1) <u>福祉避難所の施設の防災及び被害調査に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>所管施設の防災及び被害調査に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>他班の応援協力に関する</u>こと。</p>	組織変更による修正
			<p>(9) <u>福祉避難所に関する</u>こと。</p> <p>(10) <u>部所管施設の防災及び被害調査の総括に関する</u>こと。</p> <p>(11) <u>部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する</u>こと。</p> <p>(12) <u>他班の応援協力に関する</u>こと。</p>									
	地域福祉班 班長 地域福祉課長	地域福祉課員	<p>(1) <u>福祉避難所の施設の防災及び被害調査に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>所管施設の防災及び被害調査に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>他班の応援協力に関する</u>こと。</p>									

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由
135	表中	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	組織変更 による修 正
			長寿支 援班 班長 長寿支 援課長	長寿支 援課員	(1)～(3) (略) (4) 災害時要援護者避難 支援に関する事 こと。 (5)～(8) (略)		長寿支 援班 班長 長寿支 援課長	長寿支 援課員	(1)～(3) (略) (4) 災害時要援護者避難 支援に関する事 こと。 (5)～(8) (略)	
			健康推 進班 班長 健康推 進課長	健康推 進課員	(1)～(8) (略)		健康推 進班 班長 健康推 進課長	健康推 進課員	(1)～(8) (略)	
			恵風荘 班 班長 恵風荘 所長	恵風荘 所員	(1)～(2) (略)		恵風荘 班 班長 恵風荘 所長	恵風荘 所員	(1)～(2) (略)	
					子育て 支援班 班長 子育て 支援課 長	子育て 支援課 員	(1) 所管施設の防災及び 被害調査に関する事 こと。 (2) 他班の応援協力に関 すること。 (3) 部所管施設の防災及 び被害調査の総括に関 すること。 (4) 部内各班に対する連			

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由	
135	表中								絡調整及び本部連絡に関すること。 こども育成班 係長 こども育成課長	こども育成課員及び保育所員 (1) 保育児童の安全に関すること。 (2) 被災児童の保育料の減額に関すること。 (3) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。 (4) 他班の応援協力に関すること。	組織変更による修正
136	表中	部及び部長 副部長  <u>こども部</u> 部長 こども部 長	班及び 班長 副班長  <u>子育て</u> 支援班 班長 <u>子育て</u> 支援課 長	部員  <u>子育て</u> 支援課 員	所管事項  <u>(1) 所管施設の防災及び被害調査に関すること。</u> <u>(2) 他班の応援協力に関すること。</u> <u>(3) 部所管施設の防災及び被害調査の総括に関すること。</u> <u>(4) 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。</u>	部及び部長 副部長  (削除) (こども・健康福祉部へ移動)	班及び 班長 副班長  (削除)	部員  (削除)	所管事項  (削除)	組織変更による修正	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由
136	表中		こども 育成班 班長 こども 育成課 長	こども 育成課 員及び 保育所 員	(1) <u>保育児童の安全に 関すること。</u> (2) <u>被災児童の保育料の 減額に関すること。</u> (3) <u>所管施設の防災及び 被害調査に関すること。</u> (4) <u>他班の応援協力に 関すること。</u>		(削除)	(削除)	(削除)	組織変更 による修 正
137	表中	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	組織変更 による修 正
		建設部 部長 建設部長	建設管 理班 班長 建設管 理課長	建設管 理課員	(1)～(10) (略)	建設部 部長 建設部長	建設管 理班 班長 建設管 理課長	建設管 理課員	(1)～(10) (略)	
			建設 事業班 班長 建設事 業課長	建設事 業課員	(1)～(3) (略)		建設 事業班 班長 建設事 業課長	建設事 業課員	(1)～(3) (略)	
			都市計 画班 班長 都市計	都市計 画課員	(1)～(5) (略)		都市計 画班 班長 都市計	都市計 画課員	(1)～(5) (略)	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由
137	表中		画課長				画課長			組織変更による修正
							上下水道班 班長 上下水道工務課長 副班長 上下水道総務課長	上下水道工務課員 上下水道総務課員	(1) 上下水道施設及び庁舎の防災及び被害調査に関すること。 (2) 災害(上下水道関係)に係る市民への広報活動に関すること。 (3) 被災地の水道料金の徴収猶予及び減額又は免除措置に関すること。 (4) 被災地の下水道使用料及び受益者負担金の徴収猶予及び減額又は免除措置に関すること。 (5) 上下水道関係の応急対策用資材の調達, 出納及び保管に関すること。 (6) 指定給水装置工事事業者に対する連絡調整に関すること。 (7) 排水設備指定工事店に対する連絡調整に関すること。 (8) 上下水道関係の災害応急対策費の予算措置に関すること。 (9) 被災地に対する飲水の供給に関すること。 (10) 応急仮設住宅等への	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由
137	表中								給水施設の設置に関する こと。 (11) 被災地の水質検査に 関すること (12) 上下水道施設の応急 復旧に関すること。 (13) 課内の連絡調整及び 本部連絡に関すること。 (14) 他班の応援協力に関 すること。	組織変更 による修 正
138	表中	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	
		産業部 部長 産業部長	農政水 産班 班長 農政水 産課長	農政水 産課員	(1)～(9) (略)	産業部 部長 産業部長	農政水 産班 班長 農政水 産課長	農政水 産課員	(1)～(9) (略)	
			商工観 光班 班長 商工観 光課長	商工観 光課員	(1)～(5) (略)		商工観 光班 班長 商工観 光課長	商工観 光課員	(1)～(5) (略)	
	ふるさ と寄付 班	ふるさ と寄付 課員	(1) (略)		ふるさ と寄付 班	ふるさ と寄付 課員	(1) (略)			

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由
138	表中		班長 ふるさと 寄付 課長				班長 ふるさと 寄付 課長			
139～ 140	表中	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	組織変更 による修 正
		<u>上下水道部 部長</u> <u>上下水道 部長</u>	<u>水道班 班長</u> <u>水道課 長</u>	<u>水道課 員</u>	<u>(1)～(12) (略)</u>	(削除) (建設部へ 移動)	(削除)	(削除)	(削除)	
			<u>下水道 班 班長</u> <u>下水道 課長</u>	<u>下水道 課員</u>	<u>(1)～(8) (略)</u>	(削除)	(削除)	(削除)		
	会計管理部 部長 会計管理 者	会計班 班長 会計課 長	会計課 員	(1)～(3) (略)	会計管理部 部長 会計管理 者	会計班 班長 会計課 長	会計課 員	(1)～(3) (略)		

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由
140	表中	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	組織変更 による修 正
		市民病院部 部長 病院事業 管理者 副部長 院長 管理局長	診療班 班長 診療部 部長	診療部 員	(1)～(5) (略)	診療班 班長 診療部 部長	診療部 員	(1)～(5) (略)		
			薬剤班 班長 薬剤部 部長	薬剤部 員	(1)～(3) (略)	薬剤班 班長 薬剤部 部長	薬剤部 員	(1)～(3) (略)		
			看護班 班長 看護部 部長	看護部 員	(1)～(4) (略)	看護班 班長 看護部 部長	看護部 員	(1)～(4) (略)		
			事務班 班長 事務課 長	事務局 員	(1)～(3) (略)	事務班 班長 事務課 長	事務局 員	(1)～(3) (略)		
			病院建 設推進 班 班長 病院建 設推進 課長	病院建 設推進 課員	(1) (略)	病院建 設班 班長 病院建 設課長	病院建 設課員	(1) (略)		

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由
141～ 142	表中	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	組織変更 による修 正
		教育部 部長 <u>教育長</u> 副部長 <u>教育部長</u>	教育総 務班 班長 教育総 務課長	教育総 務課員	(1)～(6) (略)	教育部 部長 <u>教育部長</u>	教育総 務班 班長 教育総 務課長	教育総 務課員	(1)～(6) (略)	
		学校教 育班 班長 学校教 育課長	学校教 育課員	(1)～(7) (略)	学校教 育班 班長 学校教 育課長	学校教 育課員	(1)～(7) (略)			
		生涯学 習班 班長 生涯学 習課長	生涯学 習課員	(1)～(5) (略)	生涯学 習班 班長 生涯学 習課長	生涯学 習課員	(1)～(5) (略)			
		スポー ツ推進 班 班長 スポー ツ推進 課長	スポー ツ推進 課員	(1)～(3) (略)	スポー ツ推進 班 班長 スポー ツ推進 課長	スポー ツ推進 課員	(1)～(3) (略)			
学校給 食セン	学校給 食セン	(1)～(3) (略)	学校給 食セン	学校給 食セン	(1)～(3) (略)					

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由
142	表中		ター班 班長 学校給 食セン ター長	ター所 員			ター班 班長 学校給 食セン ター長	ター所 員		
142	表中	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	部及び部長 副部長	班及び 班長 副班長	部員	所管事項	組織変更 による修 正
		協力部 部長 議会事務 局長	協力班 班長 議会事 務局次 長 副班長 監査委 員事務 局長及 び選挙 管理委 員会事 務局長	議会事 務局員, 監査委 員事務 局員及 び選挙 管理委 員会事 務局長	(1)～(2) (略)	協力部 部長 議会事務 局長	協力班 班長 議会事 務局次 長 副班長 監査委 員事務 局長	議会事 務局員 及び監 査委員 事務局 員	(1)～(2) (略)	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																
143	表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団</th> <th>分団</th> <th>所管事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団 副団長 分団長</td> <td>消防分団 15分団</td> <td>(1)～(8) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	団	分団	所管事項	消防団 副団長 分団長	消防分団 15分団	(1)～(8) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団</th> <th>分 団</th> <th>所管事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笠岡市消防 団</td> <td>15分団</td> <td>(1)～(8) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	団	分 団	所管事項	笠岡市消防 団	15分団	(1)～(8) (略)					
団	分団	所管事項																		
消防団 副団長 分団長	消防分団 15分団	(1)～(8) (略)																		
団	分 団	所管事項																		
笠岡市消防 団	15分団	(1)～(8) (略)																		
169	表中	<p>2 貸付限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の種類及び程度</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 世帯の1ヶ月以上の負傷</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	被害の種類及び程度	限度額	① 世帯の1ヶ月以上の負傷	(略)	<p>2 貸付限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の種類及び程度</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 世帯主の1か月以上の負傷</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	被害の種類及び程度	限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷	(略)	誤植の修正								
被害の種類及び程度	限度額																			
① 世帯の1ヶ月以上の負傷	(略)																			
被害の種類及び程度	限度額																			
① 世帯主の1か月以上の負傷	(略)																			
170	表中	<p>2) 災害援護資金，生活福祉資金，母子福祉資金及び寡婦福祉資金概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件等</th> <th>災害援護資金</th> <th>生活福祉資金</th> <th>母子福祉資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 貸付期間</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 事業継続，住宅資金 6ヶ月 (被害の程度により最高 1年6ヶ月間最高1年6 ヶ月間延長できる)</td> </tr> </tbody> </table>	条件等	災害援護資金	生活福祉資金	母子福祉資金	6 貸付期間	(略)	(略)	(略) 事業継続，住宅資金 6ヶ月 (被害の程度により最高 1年6ヶ月間最高1年6 ヶ月間延長できる)	<p>2) 災害援護資金，生活福祉資金，母子福祉資金及び寡婦福祉資金概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件等</th> <th>災害援護資金</th> <th>生活福祉資金</th> <th>母子福祉資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 貸付期間</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 事業継続，住宅資金 6か月 (被害の程度により最高 1年6か月間最高1年6 ヶ月間延長できる)</td> </tr> </tbody> </table>	条件等	災害援護資金	生活福祉資金	母子福祉資金	6 貸付期間	(略)	(略)	(略) 事業継続，住宅資金 6か月 (被害の程度により最高 1年6か月間最高1年6 ヶ月間延長できる)	誤植の修正
条件等	災害援護資金	生活福祉資金	母子福祉資金																	
6 貸付期間	(略)	(略)	(略) 事業継続，住宅資金 6ヶ月 (被害の程度により最高 1年6ヶ月間最高1年6 ヶ月間延長できる)																	
条件等	災害援護資金	生活福祉資金	母子福祉資金																	
6 貸付期間	(略)	(略)	(略) 事業継続，住宅資金 6か月 (被害の程度により最高 1年6か月間最高1年6 ヶ月間延長できる)																	

笠岡市地域防災計画（資料編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由				
364 の後		<u>(追加)</u>	新規協定（6 ページ）追加  条例協定等 2-74 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	協定の追加				
377	表中	<table border="1"> <tr> <td>漁 港</td> <td>漁港及び漁場整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 138 号）（略）</td> </tr> </table>	漁 港	漁港及び漁場整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 138 号）（略）	<table border="1"> <tr> <td>漁 港</td> <td>漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 138 号）（略）</td> </tr> </table>	漁 港	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 138 号）（略）	脱字の修正
漁 港	漁港及び漁場整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 138 号）（略）							
漁 港	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 138 号）（略）							